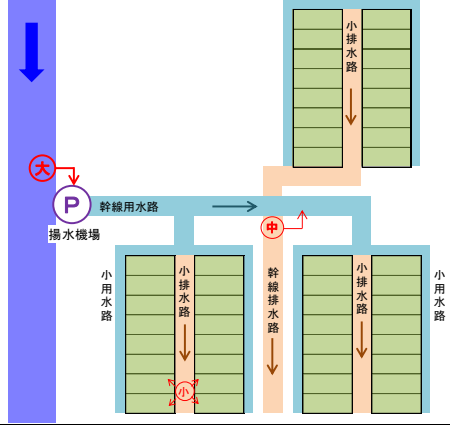


質問・回答

令和7年9月8日

No	質 問 等	回 答	備 考
1	どのような事業内容が補助対象ですか。	補助の対象となる事業内容は次とおりとします。 1 応急対策 (1) 応急対策として実施する水路等の工事、河川内の瀬替え工事、動力機の架設、送水管の設置、その他用水確保のため必要な工事。 (2) 応急対策として実施する揚水機(揚水機専用動力機を含みます。)及び揚水機の付属部品の購入(今後の干水害に備えて引き続き管理する目的をもって行った購入に限ります。)又は賃借。揚水機等の設置にあたり必要な運搬費、設置労務・経費、仮設資機材も含みます。 2 恒久対策 近くに川や水路などの水源がなく、タンクに入れて運搬しても十分量を灌水できないような圃場において、水源を確保するための井戸の掘削工事と灌水設備に係る設置費用を対象とします。ただし、補助対象は50mまでの掘削を限度とします。	
2	高温・少雨による被害が無ければ事業対象とならないのでしょうか。	高温・少雨による影響が防止及び被害軽減のために行う事業を対象としており、この目的で行ったことを証明できれば事業対象とします。	
3	支援額の下限はありますか。	下限はありません。ただし、機材購入及び恒久対策の補助対象経費に上限があります。	
4	実施期間の考え方は。	高温・少雨が始まった6月1日から高温期が続く9月30日までを実施期間とし、6月1日から9月30日までの間に完了するものを対象とします。	
5	申請に必要な書類は。	必要な書類は次のとおりです。 【申請時】 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、位置図、領収書等 【実績報告時】 補助金事業等実績報告書、事業実績書、収支計算書、写真等	

6	算定基準に示されている規模の考え方は。	算定基準の規模の考え方は次の(1)～(3)のとおりです。 (1) 大規模対策 … 基幹的な取水施設に対する用水確保対策。 (2) 中規模対策 … 幹線排水路等に設置した仮設揚水機等により幹線用水路等に取水し、一定面積の農地に用水を供給する対策。 (3) 小規模対策 … 小排水路等に設置した仮設揚水機等により個々のほ場に用水を供給する対策 	
7	事業申請する際の1か所の考え方は。	規模にかかわらず、対策箇所ごとに1か所とします。	
8	補助の適用除外になる事業内容は。	次の(1)～(6)の事業内容は、補助の対象となりません。 (1) 既存施設・機材を更新するもの。 (2) 干害防止の範囲を著しく逸脱したもの。例えば、ボーリング機械、防除用及び防火用水槽、自家水道の設置等他の効用の方が著しく大きいもの。 (3) 干害期間外に実施したもの又は事業実施の必要性が不明確なもの。 (4) 水の購入に係るもの。 (5) 工事を発注した場合、工事の出来高の確認できないもの。 (6) 機械の修理費。	
9	申請のタイミングは9月末までの納品分が補助対象になることから、これ以降に申請するという認識でよろしいでしょうか。	現時点から申請を進めていただいて構いません。ただし、9月末までの納品が不確定な資材等については、9月末までの納品が可能かどうか注文先へ確認をお願いします。	

10	補助発表の前に資機材を購入しましたが、緊急のことであり、金額も高くなかったことから、見積書や契約書を作成しておりません。この場合は対象にならないのでしょうか。それとも、契約書を作成するようにすべきでしょうか。	今夏(6月以降)の高温・少雨対策として購入した資機材であれば対象となりますが、購入した日付がわかる領収書(レシート)、購入した資機材の写真等証明できる資料は整理していただくようお願いします。その他契約書や見積書等が整理できない場合はやむを得ないものとします。	
11	補助残額に多面的交付金の活用はできないのでしょうか。	市費の重複となるため活用できません。	
12	交付申請期限はありますか。	交付申請期限はありません。ただし、令和7年9月末まで事前に相談してください。	
13	揚水機等の燃料費(電力料金を含む)も補助の対象ですか。	応急的な用水確保のために使用する揚水機等の燃料費(電力料を含む)は補助の対象とします。 ただし、上記の応急対策の期間で使用したことを確認できる資料(位置図、領収書、及び対策の事実を証明する写真等)を添付してください。 通年現地に設置されている揚水機の運転掛かり増しに係る燃料費(電気料金を含む)も対象としますが応急対策のために使用したことを確認できる資料を添付してください。 なお、「掛かり増した電力量」とは、以下の式で算出したものを想定しています。 「R7当該期間の電力量(A)－直近3カ年の当該期間の平均電力量(B)」	
14	揚水機等の燃料費について、家庭用のコンセント等用水確保対策以外の用途と混在している場合の算定は、どのようにすればよろしいでしょうか。	応急対策の期間を確認できる資料に加え、揚水機等のカタログ等から機械の時間あたりの使用電力と実際の使用時間から算出した電気料金の資料など用水対策で掛かりました経費が分かる資料を整理してください。	
15	野菜、果樹に散水するため、SSや軽トラ(荷台にタンク)で水を運搬している農業者がいるが、SSや軽トラの燃料など水の運搬にかかる経費(燃料)も対象となるのでしょうか。対象となる場合は燃料消費量の目安はありますか。	通常時から散水のために運搬をしている方もいると想定されることから、運搬については支援対象としていません。 ただし、通常時と異なり、高温・少雨の対策としての散水車等のリースや燃料費など用水運搬に係る経費であることを証明できる場合はこの限りではありません。 なお、証明にあたっては、散水車等であれば、そのリース契約書の写し、運搬に係る燃料費については、運搬距離や使用車両の燃費が分かるものと購入した燃料の領収書を整理してください。	

16	揚水機等の燃料費補助の際に、使用したことを確認できる資料が必要となっていますが、使用状況写真等がない場合燃料費の領収書のみでよろしいでしょうか。	燃料費の領収書のみでは、本対策で使用したことが確認できないことから、使用した事実を確認できる書類の添付をお願いします。	
17	運転日誌の様式については任意で作ったものでよろしいでしょうか。	応急対策の期間を確認できる資料の一部として運転日誌の添付をお願いするもので、様式については任意のもので構いません。	
18	揚水機と同時に購入した揚水に使用するホース、ホースバンド等も対象となるのでしょうか。また、新たにホース等のみを購入した場合も対象となるのでしょうか。	ホース、ホースバンド等、揚水ポンプの稼働に必要な資材については対象とします。ホース等のみの購入も対象としますが、購入した資材を活用したことがわかるよう写真等で整理していただくようお願いします。	
19	仮設ポンプ・発電機のリース及び管理、燃料補充などを一体的に委託した場合でも、その全額を対象とすることができますか。	仮設ポンプ・発電機のリースは支援対象ですが、管理、燃料補充に係る人件費は支援の対象外です。	
20	田面ライダー（溝切機）は借上代、購入代の対象となりますか。	通常の営農作業の一つと考えられますので、本支援の対象外とします。	
21	水不足のため軽トラの荷台に貯水タンクを積んで水を運搬している農業者を多く見かけますが、貯水タンクを新規で購入した場合は対象となりますか。	本事業では貯水タンクは対象としていません。	
22	資機材の購入とありますが、ここでいう資材とは具体的に何のことですか。また、その資材や揚水機を農業用水確保に使ったことを、何をもって確認しますか。同じく燃料の購入等への補助ですが、使用量は何をもって確認しますか。	・「資機材」とは揚水用ポンプやホース、水路堰き止め用の土嚢袋等を想定しています。なお、確認は使用したことがわかるよう、写真を整理してください。 ・「燃料の購入等」について、購入した燃料の領収書を整理してください。また、補助対象となる燃料を使用した写真や日時がわかるように帳簿を整理するようお願いします。	
23	リースについて、個人が所有しているポンプを個人間で有償で借り受ける場合は対象になりますか。	個人間の貸し借りについては、農機具店からの賃借代の見積を元に適正な価格で賃借していることが証明できるものについては、対象とします。	
24	農業用水確保対策事業の恒久対策について、9月30日まで工事が完了することとありますが、何をもって完了となるのでしょうか。	完成検査の実施をもって完了とすることを想定しています。 今回の支援は、令和7年6月からの高温渇水への対応を行うにあたり、恒久的な井戸の工事が必要な場合を対象とします。	
25	現在使用していない井戸を復元するための工事費（水が出るまで掘ってポンプを設置する）は対象になりますか。また、井戸を覆うための簡易的な小屋の設置費用についても補助対象となりますか。	用水確保のための新たな掘削及びポンプの設置であれば、本支援の対象になります。 小屋の設置については、維持管理に必要な施設のため、本支援の対象外とします。	